## ここ しょう じょうたい おう がいとう しょせいどかんいいちらん 個々の障がい状態などに応じて該当する諸制度簡易一覧

	ページ	がいとうじょうけん 該 当 条 件 など
しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	P.2	さいみまん にちじょうせいかつ じょうじかいこ ひつよう ていと 20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする程度 じょうたい ざいたく じゅうどしょう じ の状態にある在宅の重度障がい児
とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	P.2	きいいじょう にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう 20歳以上であって、日常生活において常時特別な介護を必要とす ていど じょうたい ざいたく じゅうどしょう しゃ る程度の状態にある在宅の重度障がい者
とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	P.3	さいみまん ほうりっ さだ ていど しょう よう 20歳未満であって、法律で定める程度の障がいのあるものを養 いく ほごしゃ 育している保護者
じどうふようてあて 児童扶養手当	P.3	じどう さいみまん しょう ゆう じどう ばあい さいみまん 児童が18歳未満(障がいを有する児童の場合は20歳未満)で ちちまた はは じゅうと しょう ばあい あって、父又は母に重度の障がいがある場合
じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい 重度心身障害者医療費助成	P.10	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう ないぶしょう しゃまた りょういくてちょう 身体障害者手帳1・2級と3級の内部障がい者又は療育手帳 はんてい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級のかた
こうきこうれいしゃいりょうじょせい 後期高齢者医療助成	P.10	さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう いちぶまた りょういくてちょう 65歳以上で身体障害者手帳1~3級と4級の一部又は療育手帳 はんてい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級のかた
せいしんしょうがいしゃちいきかつどうしえん とう 精神障害者地域活動支援センター等 つうしょこうつうひじょせい 通所交通費助成	P.13	しゃかいふっきくんれん ちいきかつどうしえん 社会復帰訓練のため地域活動支援センターなどに こうつうきかん りょう つうしょ せいしんしょう しゃ 交通機関を利用し通所している精神障がい者のかた
ちてきしょうがいしゃしせつつうしょこうつうひじょせい 知的障害者施設通所交通費助成	P.14	しない しがい しょうがいふくし じぎょうしょ つうしょ 市内または市外の障害福祉サービス事業所に通所している ちてきしょう しゃ 知的障がい者のかた
おんせんにゅうよくけんこうぶ 温泉入浴券交付	P.34	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう こうふ う さいいか 身体障害者手帳1~4級の交付を受けている69歳以下のかた
こくみんねんきん しょうがいきそねんきん 国民年金(障害基礎年金)	P.39	こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅう がいとう 国民年金障害等級表 1・2 級に該当するかたなど
こうせいねんきん しょうがいこうせいねんきん 厚生年金(障害厚生年金)	P.40	こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅうまた こうせいねんきんしょうがいとうきゅうひょう 国民年金障害等級表 1・2 級又は 厚生年金障害等級表 きゅう がいとう 3級に該当するかた

	ページ 頁	がいとうじょうけんなど 該当条件等
とくべつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金	P.41	こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅう がいとう こくみんねんきん 国民年金障害等級表 1・2 級に該当するかたなどで国民年金に にんいかにゅう しょうがいきそねんきん じゅきゅう 任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給していないかた
Untilusia Leat Unafe( 身体障がい者向け住宅の ゆうせんにゅうきょ 優先入居など	P.43	しえいじゅうたく ばあい きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう も 市営住宅の場合1・2級の身体障害者手帳をお持ちのかた
かどぐちじょせつ 門口除雪サービス	P.44	しょう とうきゅう きゅう さいいじょう こうせい せたい <b>障がい等級1・2級のかたと65歳以上のかたのみで構成される世</b> 帯
きんきゅうつうほうそうち せっち 緊急通報装置の設置	P.44	ひとりぐ しょうがいとうきゅう きゅう きんきゅうじ たいおう こんなん 一人暮らしで障害等級1・2級のかたで緊急時の対応が困難なかた
とくべつしえんきょういくしゅうがくしょうれいひ 特別支援教育就学奨励費	P.44	とくべつしえんがっきゅう しゅうがく じどうまた せいと ほごしゃ 特別支援学級へ就学する児童又は生徒の保護者
きんきゅうつうほう りょう Net119緊急通報システムの利用	P.45	<sub>ちょうかくまた げんごきのう しょう</sub> 聴覚又は言語機能に障がいのあるかたで119番通報が困難なかた

※手続きにはマイナンバー(個人番号)を確認できるものが必要な場合があります。 詳しくは答句請先にお問い合わせください。